

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）
- ・ 公有水面埋立ての免許の出願
- ・ 都市計画の変更（2件）
- ・ 道路の区域変更
- ・ 道路の供用開始
- ・ 公有水面埋立ての竣功認可（2件）

所管課（室）名

- 地域づくり推進課
- 障 害 福 祉 課
- 〃
- 漁 港 漁 場 課
- 都 市 政 策 課
- 道 路 維 持 課
- 〃
- 港 湾 課

◎ 公 告

- ・ 大規模小売店舗の変更事項届出（3件）
- ・ 都市計画の図書の縦覧
- ・ 落札者等（2件）

- 経 営 支 援 課
- 都 市 政 策 課
- 警 察 本 部 会 計 課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数

選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第609号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1～7 略						1～7 略				
	<u>8</u>	<u>リモー</u>	<u>リモート</u>	<u>地域の特色を活</u>	<u>2分の</u>						
					<u>市町</u>						

トワー ク等受 入態勢 整備事 業費補 助金	ワーク・ ワーケー ションの 県内受入 を促進し 地域の活 性化や将 来的な移 住の推進 を図るた め、他地 域と差別 化できる 魅力的な 受入態勢 の整備に 取り組む 市町のモ デルケー スを早急 に作り、 県全体に 横展開す ることを 目的とす る。	かし他地域と差 別化できる魅力 的なリモート ワーク等の受入 態勢の整備のた めに実施する次 の事業に要する 経費 (1) リモート ワーク等受入 施設、滞在施 設等の整備 (2) リモート ワーク等受 入・滞在プロ グラムの企 画・開発 (3) リモート ワーク等の体 験イベント等 の開催及び参 加者募集のた めの広報 (4) 関係者等の 意識醸成、そ の他リモート ワーク等の受 入態勢の整備 に必要な事業	1以内
---------------------------------------	--	--	-----

長崎県告示第610号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
めぐみ調剤薬局 住吉店	長崎市住吉町3-11 サンシャイン住吉102号	令和2年8月1日
まなび野調剤薬局	西彼杵郡長与町まなび野2丁目2-1	令和2年8月1日
ほたる調剤薬局	長崎市中川1丁目7-1 サンシー楠本101	令和2年9月1日

長崎県告示第611号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションあすなろ	長崎市扇町13番12号扇町ハイツ201号	令和2年9月1日

長崎県告示第612号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
小鳥居内科・脳神経内科クリニック	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷469	令和2年9月1日

長崎県告示第613号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
フラワー調剤薬局	島原市中堀町62	令和2年9月1日
二丁目調剤薬局	佐世保市天神2丁目13-50	令和2年9月1日
J R九州ドラッグイレブン薬局 大村店	大村市松並1丁目157番23	令和2年9月16日

長崎県告示第614号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
株式会社こびっと 訪問看護ステーション美輪	雲仙市小浜町北本町851番1-2	令和2年9月1日

長崎県告示第615号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和2年8月12日

(2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 平戸市
所 在 地 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
代表者氏名 平戸市長 黒田 成彦
代表者住所 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

(3) 埋立ての区域

ア 位置 長崎県平戸市獅子町字山田1825番、1827番、平戸市獅子町字和田2090番第1、2090番第2、2094番第1、2094番第2、2095番第1、2096番第2、2096番第1、2097番、2098番第3、2098番第3に隣接する道、2099番、2117番1に至る地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 4,931.69平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 長崎県平戸市獅子町字山田1825番、1827番、平戸市獅子町字和田2090番第1、2090番第2、2094番第1、2094番第2、2095番第1、2096番第2、2096番第1、2097番、2098番第3、2098番第3に隣接する道、2099番、2117番1、平戸市獅子町字辻661番2、661番6、661番4に至る各地内及び地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 16,517.23平方メートル

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課
長崎県平戸市田平町山内免808番地 長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所
長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

佐世保都市計画道路 3・4・47号 春日瀬戸越線

2 都市計画を定める土地の区域

長崎県佐世保市春日町、桜木町、瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局及び佐世保市役所

長崎県告示第617号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

佐世保都市計画道路 3・4・2号 佐世保縦貫線

3・6・20号 泉福寺柚木線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・2号 佐世保縦貫線

変更する部分 長崎県佐世保市春日町、横尾町、梅田町、俵町、宮田町、城山町、八幡町、高砂町、谷郷町、天満町、相生町、浜田町、松浦町、常盤町、栄町、島瀬町、本島町、上京町、下京町、戸尾町、三浦町、白南風町、潮見町、若葉町、福石町、稲荷町、藤原町、大和町及び日宇町

3・6・20号 泉福寺柚木線

変更する部分 長崎県佐世保市瀬戸越四丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越二丁目、松原町、矢峰町、小舟町及び柚木町

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局及び佐世保市役所

長崎県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 大村外環状線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市鬼橋町130番1地先から 大村市竹松町961番1地先まで	前	20.8~42.8	743.6	
	後	20.8~24.8	743.6	

長崎県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大村外環状線	大村市鬼橋町123番1地先から 大村市竹松町961番1地先まで	令和2年9月12日

長崎県告示第620号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年9月11日

相ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可の年月日

令和2年9月1日

- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 五島市
所在地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者の氏名 五島市長 野口 市太郎
代表者の住所 長崎県五島市福江町1番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県五島市奈留町浦字大瀬3番32から3番3地先白地に至る地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
22.16平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成8年12月4日
長崎県指令8港許第57号
- 6 閲覧場所
長崎県五島市福江町1番1号
五島市役所

長崎県告示第621号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年9月11日

相ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和2年9月1日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 五島市
所在地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者の氏名 五島市長 野口 市太郎
代表者の住所 長崎県五島市福江町1番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県長崎県五島市奈留町浦字大瀬34番6から3番32に至る地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
950.04平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地、緑地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成5年3月30日
長崎県指令4港許第93号
- 6 閲覧場所
長崎県五島市福江町1番1号
五島市役所

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ諫早

長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

東京都港区浜松町2丁目4番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

① 株式会社ユニクロ 代表取締役社長 柳井 正

山口県山口市佐山717番地1

② 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役社長 森 信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 外8者

（変更後）

① 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正

山口県山口市佐山717番地1

② 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 外8者

(4) 変更の年月日

令和2年6月17日 外

2 届出年月日

令和2年8月24日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

OKホーム&ガーデン長与店

長崎県西彼杵郡長与町高田郷1街区5号 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

(4) 変更の年月日

令和2年6月1日

2 届出年月日

令和2年8月24日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長与町建設産業部産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐世保藤原町複合商業施設

長崎県佐世保市藤原町352番6 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

株式会社金納ホールディングス 代表取締役 金納 慶太

長崎県佐世保市大岳台町20番10号

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

株式会社金納ホールディングス 長崎県佐世保市大塔町1306番地23

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1

株式会社金納ホールディングス 長崎県佐世保市大岳台町20番10号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヴィクトリアゴルフ 代表取締役 藤澤 剛

東京都千代田区神田錦町3丁目20番地

ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 友良

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

外 3店

(変更後) 株式会社ヴィクトリア 代表取締役 藤澤 剛

東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2

ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤 智治

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

外 3店

(4) 変更の年月日

① 令和2年6月1日 外

② 令和2年7月27日 外

2 届出年月日

令和2年8月26日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

佐世保都市計画地区計画（萩坂町地区計画）（佐世保市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

1 業務の名称

警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県警察本部警務部会計課

〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

3 調達方法

船舶整備

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和2年8月25日

6 落札者

佐世保市白岳町826番地

大洋造船鉄工 有限会社 取締役 橋村 勉

- 7 落札価格
¥75,500,000—（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
令和2年7月31日
- 9 落札方式
最低価格

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年9月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ① 汎用電子計算機等の賃貸借及び保守 1式
 - ② 汎用電子計算機用端末装置等の賃貸借及び保守 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
〒850-8548 長崎市尾上町3番3号 電話095-820-0110
- 3 調達方法
賃貸借
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
 - ① 令和2年7月16日
 - ② 令和2年8月18日
- 6 落札者
 - ① 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社 J E C C 専務取締役 依田 茂
 - ② 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹
- 7 落札価格
 - ① 895,050,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
 - ② 47,238,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
 - ① 令和2年5月29日
 - ② 令和2年6月30日
- 9 落札方式
 - ① 最低価格
 - ② 最低価格

選挙管理委員会告示

選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和2年9月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴
22,530人

- 1 50分の1の数
- 2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と
40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を
乗じて得た数とを合算して得た数 240,811人
- 3 県議会議員選挙区別の3分の1の数
 - 長 崎 市 117,199人
 - 佐世保市・北松浦郡 73,284人
 - 島 原 市 12,485人
 - 諫 早 市 37,666人
 - 大 村 市 26,017人
 - 平 戸 市 8,723人
 - 松 浦 市 6,264人
 - 対 馬 市 8,503人
 - 壱 岐 市 7,319人
 - 五 島 市 10,539人
 - 西 海 市 7,743人
 - 雲 仙 市 12,034人
 - 南島原市 12,791人
 - 西彼杵郡 19,312人
 - 東彼杵郡 10,136人
 - 南松浦郡 5,486人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥